

## 個別労働関係紛争に係るあっせんに関する要領

制定 平成 13 年 3 月 26 日

改正 平成 14 年 6 月 10 日

改正 平成 16 年 12 月 20 日

改正 平成 18 年 9 月 12 日

改正 平成 22 年 12 月 14 日

改正 平成 30 年 2 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、個別労働関係紛争に係るあっせんに関する要綱（平成 13 年 3 月 23 日 愛知県知事制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき愛知県労働委員会（以下「委員会」という。）が行うあっせんに関する事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(あっせんを行わない事案)

第 2 条 要綱第 2 条第 2 項ただし書の別に定める紛争は、次に掲げる紛争とする。

- (1) 裁判所で係争中の紛争又は裁判所における民事調停の手續が進行中の紛争
- (2) 裁判所で判決が確定し、又は民事調停若しくは和解が成立した紛争
- (3) 都道府県労働局におけるあっせん等他の機関による個別労働関係紛争解決制度において手續が進行している紛争又は合意が成立し、解決した紛争
- (4) 既に委員会によるあっせんが終了した紛争（申出が取り下げられたものを除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、あっせんの必要がないと認められる紛争又はあっせんに適さないと認められる紛争

(申出書)

第 3 条 あっせんの申出は、個別労働関係紛争あっせん申出書（様式第 1）を会長に提出して行うものとする。

(申出者に対する実情の調査)

第 4 条 会長は、あっせんの申出があったときは、速やかに担当職員を指名し、当該紛争の実情を当該申出者からの聞取りにより調査させるものとする。この場合において、担当職員は、必要があるときは、関係機関からも聞取りを行うものとする。

(あっせんの不開始)

第 5 条 委員会は、会長が前条の実情の調査の結果、当該紛争が第 2 条各号に掲げる紛争に該当すると認めるときは、あっせんを行わないものとする。

(あっせん員の委嘱等)

第 6 条 会長は、あっせんを行うことを適当と認めるときは、労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 10 条の規定により作製された愛知県労働委員会あっせん員候補者名簿に記

載されている者のうちから当該事件を担当するあっせん員を委嘱するものとする。

2 会長は、あっせん員を委嘱したときは、遅滞なく当事者双方にその旨を通知するものとする。

3 あっせん員又は担当職員は、前項の通知をしたときは、当該紛争の実情を当該被申出者からの聞き取りにより調査するものとする。この場合において、あっせん員又は担当職員は、必要があるときは、関係機関からも聞き取りを行うものとする。

(出席者)

第7条 あっせんには、当事者本人が出席するものとする。

(取下書)

第8条 あっせんの申出の取下げは、個別労働関係紛争あっせん申出取下書(様式第2)を会長に提出して行うものとする。

(あっせん員の解嘱)

第9条 あっせん員は、当該事件のあっせんが終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長への報告)

第10条 あっせん員は、当該事件のあっせんの経過を適宜、会長に報告するものとする。

2 あっせん員として事件を担当した者は、当該事件のあっせんが終了したときは、その旨を会長に報告するものとする。

(総会への報告)

第11条 会長は、次に掲げる事項を総会に報告するものとする。

- (1) 第3条の規定によるあっせんの申出の内容
- (2) 第6条第1項の規定により委嘱された当該事件を担当するあっせん員の氏名
- (3) あっせんの開始、経過及び結果
- (4) 第5条の規定によりあっせんを行わない場合にあつては、その理由

(知事への報告)

第12条 会長は、前条第3号及び第4号に掲げる事項を知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 13 日から施行する。